

(お知らせ)

令和2年3月11日

京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部

担当：保健福祉局医療衛生推進室

電話：075-222-4244

担当：右京区役所地域力推進室

電話：075-861-1772

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（本市7例目）

本日、本市在住の患者について京都市衛生環境研究所で検査した結果、新型コロナウイルスが陽性であることが判明しましたので、お知らせします。

直ちに、当該患者に対する積極的疫学調査を実施し、今後、感染拡大防止に取り組んでまいります。

1 患者の概要

- ・市内在住の50代女性（日本国籍）
- ・右京区役所に勤務する臨時的任用の職員
- ・本人は、週3回勤務
※主に証明書の照合確認でバックヤードにて勤務。一時的に来庁者に証明書を交付
- ・勤務先へは、京福電車を利用

2 経過

3月2日	出勤	・通常通り勤務 ・倦怠感、関節痛あり
3月3日	勤務不要日	
3月4日	出勤	・起床後、発熱なく、通常通り勤務 ・発熱（夜：38.0度）
3月5日	勤務不要日	・自家用車で病院へ行き受診（インフルエンザ陰性） ・発熱あり
3月6日	欠勤	・体調不良のため出勤できず ・発熱あり
3月7日	休日	・発熱あり
3月8日	休日	・発熱あり
3月9日	欠勤	・体調不良のため出勤できず
3月10日	勤務不要日	・病院へ受診し、検体採取
3月11日	欠勤	・発熱（37.5度） ・陽性反応 ・本日入院措置

3 今後の対応

- ・当該患者は、本日（3月11日）入院措置
- ・濃厚接触者は、職場における約16名（調査中）
- ・プライベートな行動等について、濃厚接触者がいたかを確認中

4 右京区役所の業務の対応

- ・本日16時15分から、区役所市民窓口課、保険年金課、会計室を閉鎖、関係場所を消毒
- ・右京区役所市民窓口課の窓口業務は、12日（木）、13日（金）まで業務を原則停止し、3月16日（月）から業務再開
- ・業務停止の間、各種証明書の発行等は郵送での申請をお願いします。
- ・本人の来庁に必要な転入届、戸籍届出、印鑑登録は2日間その場での登録ができず、ご迷惑をおかけしますがご理解願います。なお、下記の預かりの可能なものがございます。
- ・戸籍届の預かり（出生届、婚姻届、死亡届等）、転入届の預かりは、右京区役所内の1階区民ロビーで受け付けます。（お問合せ電話番号：075-861-1372）
- ・右京区役所の市民窓口課以外の業務は通常どおり行うほか、サンサ右京内にある右京地域体育館、右京中央図書館、京都市交通局は、通常どおり開館し、業務を行います。